

和泉市重度障がい者福祉タクシー事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の重度障がい者に対してタクシーの利用料金の一部を助成することにより、その者の行動範囲の拡大と社会参加の促進に寄与し、もって重度障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に登録されている者（児童を含む。以下同じ。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づき身体障害者手帳（以下「身体障がい者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当するもの
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定に基づき療育手帳の交付を受けている者のうち、その障がいの程度が大阪府療育手帳に関する規則（平成12年3月31日規則第42号）に規定するAに該当するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障がい者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者のうち、その障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表において1級に該当するもの

2 対象者のうち次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この要綱による助成は行わない。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所しているとき。

- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所しているとき。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設又は同項第2号に規定する更生施設に入所しているとき。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設又は同法第42条に規定する障害児入所施設に入所しているとき。
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第29項に規定する介護医療院に入所しているとき。
- (6) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所に3月以上入院しているとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(助成額)

第3条 この要綱による助成の額は、対象者が利用した一般乗用旅客自動車の運賃における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 距離制運賃 1回の乗車につき乗車した一般乗用旅客自動車の事業者が認可を受けた距離制運賃の初乗運賃の額。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃に係る近畿運輸局の公示（以下「公示」という。）における距離制運賃の上限運賃を限度とする。
- (2) 時間制運賃 1回の乗車につき乗車した一般乗用旅客自動車の事業者が認可を受けた時間制運賃の額について、公示において当該額に対応する距離制運賃の初乗運賃の額。ただし、当該時間制運賃の額が公示における時間制運賃の上限運賃を上回る場合又は区分間にある場合は、直近下位の区分に対応する距離制運賃の初乗運賃の額とし、下限運賃未満の場合は、当該時間制運賃の額と距離制運賃の下限運賃の額を比較し、低い方の額とする。

(申請)

第4条 この要綱による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、和泉市重度障がい者福祉タクシー利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければ

ばならない。

(利用券の交付)

第5条 市長は、前条により申請があったときは、その内容を審査し、速やかに助成の可否を決定しなければならない。

2 前項の規定により助成を可とする決定を行ったときは、和泉市重度障がい者福祉タクシー利用券(様式第2号。以下「利用券」という。)を申請者に交付し、否とする決定を行ったときは、和泉市重度障がい者福祉タクシー利用申請却下通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

3 前項の規定により交付する利用券は1人につき次の各号のとおりとする。

(1) 身体障がい者手帳の交付を受けている者 26枚

(2) 療育手帳の交付を受けている者 26枚

(3) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者 次の表のとおり

有効期限 までの残 月(月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
枚数(枚)	2	4	6	8	10	13	15	17	19	21	23	26

4 交付した利用券の再交付は、行わないものとする。

(利用資格の喪失)

第6条 前条第2項の規定による利用券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用資格を喪失するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。

2 利用者は、前項の規定により権利を喪失した場合は、速やかに未使用の利用券を返還しなければならない。

(不正利得の返還)

第7条 利用者は、交付を受けた利用券を第三者に譲渡又は貸与してはならない。

2 市長は、利用者が虚偽その他不正な方法により利用券の交付を受け、又は利用者が利用券を不正に使用したときは、助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(協力機関の登録)

第8条 この要綱に基づく事業の実施について市に協力しようとするタクシー事業者は、和泉市重度障がい者福祉タクシー事業協力機関登録申請書(様式第4号)に、道路運送法の規定による一般乗用旅客自動車運送事業許可証を添えて、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録申請を行った事業者を協力機関として登録したときは、和泉市重度障がい者福祉タクシー事業協力機関登録通知書(様式第5号)により登録申請を行った事業者に通知を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録申請を行った事業者を登録しないとき、又は前項の規定による登録を取り消したときは、和泉市重度障がい者福祉タクシー事業協力機関登録却下(取消)通知書(様式第6号)により登録申請を行った事業者に通知を行うものとする。

4 協力機関は、登録内容を変更し、又は事業を廃止し、若しくは事業を休止したときは、和泉市重度障がい者福祉タクシー事業協力機関内容変更等届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(協力機関からの請求)

第9条 協力機関は、利用者のタクシーの利用に係る料金を市に請求しようとするときは、和泉市重度障がい者福祉タクシー利用状況報告書兼料金請求書(様式第8号)に利用者から受け取った利用券を添えて、翌月10日までに市長に提出するものとする。

(協力機関への支払)

第10条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を確認し、速やかに当該請求額を協力機関に支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

1 和泉市障害者福祉タクシー事業実施要綱(平成11年4月1日施行)は廃止す

る。

2 この要綱の施行前に行われた和泉市障害者福祉タクシー事業実施要綱の第4条に規定する申請については、この要綱により申請があったものとみなす。

3 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月6日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成31年1月10日）

（施行期日）

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱の施行に際し必要な行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の和泉市障がい者福祉タクシー事業実施要綱の様式（次項において「旧様式」という。）により作成され、現に保管されている帳票は、この要綱による改正後の和泉市重度障がい者福祉タクシー事業実施要綱の様式による帳票とみなす。

4 この要綱の施行の際、現にある旧様式による帳票については、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和2年1月20日）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年2月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により提出された申請書その他の書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際、現にある旧様式による申請書その他の書類については、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年2月2日）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年3月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により提出された申請書その他の書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際、現にある旧様式による申請書その他の書類については、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年6月30日）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令達の日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式により提出された申請書その他の書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

年 月 日

和泉市長 へ

住 所 和泉市

申請者 氏 名

申請者が自署しない場合は、記名押印してください。

電話番号

和泉市重度障がい者福祉タクシー利用申請書

和泉市重度障がい者福祉タクシーを利用したいので、申請します。

氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所			
交付内容	身体障がい者手帳番号	第	号
	療育手帳番号	第	号
	精神障がい者保健福祉手帳番号	第	号
施設への 入所状況	1 入所していない。 2 入所している。		
病院への 入院状況	1 入院していない。 2 入院している。（退院予定日： 年 月 日）		

和泉市重度障がい者福祉タクシー利用券

乗車日	年 月 日
初乗運賃	大型・普通・中型・小型
利用者名	
タクシー会社	
乗務員氏名	
車両番号	

※太枠内は利用者が御記入ください。

《乗務員の方へ》

1. 市に協力機関登録を行っていない事業所は利用できません。
2. この利用券の提出があったときは、初乗運賃を差し引いた乗車料金を受け取ってください。

有効期間 ○○○○年○月○日～○○○○年○月○日

和 泉 市 長

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

和 泉 市 長

和泉市重度障がい者福祉タクシー利用申請却下通知書

年 月 日付け和泉市重度障がい者福祉タクシー利用申請は、下記の理由により申請を却下しましたので、通知します。

記

理 由：

様式第4号（第8条関係）

和泉市重度障がい者福祉タクシー事業協力機関登録申請書

年 月 日

和泉市長あて

所在地
申請者 名称
代表者 ⑩

和泉市重度障がい者福祉タクシー事業の協力機関として登録したく、和泉市重度障がい者福祉タクシー事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。

フリガナ			
事業所等名称			
フリガナ			
事業所等代表者			
事業所等所在地	(-)		
連絡先	電話番号		FAX番号
	メールアドレス		
一般乗用旅客自動車 運送事業許可番号			
運賃	大型車		
	普通車		
	中型車		
	小型車		
配車方法 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール		

(添付書類)

- ・一般乗用旅客自動車運送事業許可書（写）
- ・一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定認可書（写）

第 号
年 月 日

和泉市重度障がい者福祉タクシー事業協力機関登録通知書

様

和 泉 市 長

年 月 日付で申請のあった和泉市重度障がい者福祉タクシー事業協力機関の登録については、和泉市重度障がい者福祉タクシー事業実施要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり和泉市重度障がい者福祉タクシー事業協力機関として決定したので通知します。

記

1. 事業所の名称
2. 事業所の所在地
3. 事業所番号
4. 登録年月日

(注意事項)

- ・登録内容の変更又は事業の廃止若しくは事業の休止となった場合は和泉市重度障がい者福祉タクシー事業協力機関内容変更等届出書（様式第7号）を提出すること。
- ・登録によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承しないこと。
- ・虚偽の申請その他不正な手段により登録を受けたとき又は登録の要件を満たさなくなったときは、協力機関の登録を取り消す。

様式第6号（第8条関係）

和泉市重度障がい者福祉タクシー事業協力機関登録却下（取消）通知書

第 号
年 月 日

様

和 泉 市 長

和泉市重度障がい者福祉タクシー事業協力機関の登録を下記の理由により却下（取消）しましたので、和泉市重度障がい者福祉タクシー事業実施要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

道路運送法第6条の規定による一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていないため

その他（理由： ）

様式第7号（第8条関係）

和泉市重度障がい者福祉タクシー事業協力機関内容変更等届出書

年 月 日

和 泉 市 長 あて

所在地
申請者 名称
代表者 ⑩

和泉市重度障がい者福祉タクシー事業協力機関の登録内容について、以下のとおり変更しましたので、和泉市重度障がい者福祉タクシー事業実施要綱第8条第4項の規定に基づき、届出します。

登録内容を変更した事業所	名 称	
	所 在 地	
	事 業 所 番 号	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
事業所等名称		
事業所等代表者		
事業所等所在地		
連絡先		
一般乗用旅客自動車 運送事業許可番号		
運賃		
振込先		
その他		
変更年月日	年 月 日	

年 月 日

和 泉 市 長 あて

所在地

名称

代表者

印

和泉市重度障がい者福祉タクシー利用状況報告書兼料金請求書

当社にかかる和泉市重度障がい者福祉タクシーの利用状況を次のとおり報告し、併せてその料金を請求します。

事業所番号				
年	タクシー区分	単価（初乗運賃）	利用件（枚）数	請求金額
月分	大 型	円	件	円
	普 通	円	件	円
	中 型	円	件	円
	小 型	円	件	円
	計	円	件	円

添付書類・・・上記報告分にかかる和泉市重度障がい者福祉タクシー利用券

振込先金融機関		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ 口座名義人			